

10/2~
開設

申請書の作成等をお手伝い おくやみコーナーを開設

市は、10月2日から市役所本庁舎1階におくやみコーナーを開設します。身近な人が亡くなった後の市役所での手続きについて説明し、申請書の作成をお手伝いするなど、各窓口での手続きをできるだけ円滑に行えるように案内します。

受付時間 月曜～金曜(祝・休日を除く)の午前9時～午後4時半

- ▷ 4時半以降も開庁時間内(5時半まで)は相談ができますが、時間によっては各窓口での手続きができない場合があります
- ▷ コーナーを利用せず、直接各窓口での手続きもできます
- ▷ 各窓口で優先的に手続きができるわけではありません

問 おくやみコーナー (0798・35・3001) (HP) 20092910

10/16
受付開始

省エネ家電購入 応援キャンペーンを実施!

市は、省エネ性能の高い対象の家電製品を購入した人に、金額に応じた電子ポイントやギフトカードを交付します。ぜひこの機会に、お財布にも環境にも優しい省エネ家電を購入しましょう!

対象家電 10月1日～来年1月31日に市内の実店舗で購入した、統一省エネラベル3つ星以上のエアコン、冷蔵庫、テレビ



電子ポイント・ギフトカード

- 本体合計金額(税抜き)15万円以上…3万円分
 - 本体合計金額(税抜き)10万円以上…2万円分
 - 本体合計金額(税抜き)5万円以上…1万円分
- ホームページでの申請は電子ポイント、郵送での申請はギフトカードを交付します

電子ポイント

- ・PayPay
- ・dポイント
- ・amazon gift card
- ・au PAYギフトカード

ギフトカード

- ・パニラVISAギフトカード
- ・amazonギフトカード

申請 10月16日～来年2月15日(※)に市HPから申請または市内の店舗で配布の申請書など必要書類を郵送(消印有効)

(※)予算が無くなり次第終了。詳細は市のホームページ(HP)74570424で確認を



問 西宮市省エネ家電購入応援キャンペーン事務局 (050・3358・4381…9:00～17:00。土・日曜、祝・休日を除く)

11/10
締切

介護・障害福祉サービス等実施の事業所を支援 物価高騰対策支援給付金

市は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の状況でも、介護・障害福祉サービス等を実施している事業所に対して、事業を継続するための支援給付を行っています。

対象 次の全てを満たす事業所

- ・介護保険サービスまたは障害福祉サービス等を提供している市内事業所
- ・令和5年(2023年)4月以降、介護・障害福祉サービス事業等を実施している

申請 11月10日(必着)

給付金額や申請方法等詳しくは、市のホームページ(HP)55895680またはコールセンターまで問合せを



問 西宮市福祉サービス事業所給付金コールセンター (050・5371・1726…10:00～16:30。土・日曜、祝・休日を除く)

10/2
受付開始

中小企業等デジタル化 支援事業補助金

市内中小企業者等のデジタル化を促進することを目的とし、業務効率化事業や新しい生活様式・新たな顧客獲得事業に向けた取組を支援するため、西宮市中小企業等デジタル化支援事業補助金を交付します。

対象 ・市内に事業所がある中小企業、個人事業主等
・本市でデジタル技術を活用した事業を補助金の交付決定後1年以上継続して行う意思を有する人
・市税を滞納していない人

補助金額 補助対象経費の2/3(上限50万円、下限10万円)

申請 10月2日～11月30日(※)に必要な書類を西宮市中小企業等デジタル化支援事業補助金事務局(西宮商工会議所内)まで郵送(消印有効)。持参も可
(※)予算が無くなり次第終了

必要書類や申請方法など、詳しくは西宮商工会議所のホームページで確認を



問 西宮市中小企業等デジタル化支援事業補助金事務局 (0798・39・8007…9:00～17:00。土・日曜、祝・休日を除く)

10/2
受付開始

トラック運送事業者 燃料費高騰対策支援金

兵庫県トラック協会西宮支部は、中小貨物自動車運送事業者の事業継続を支援するために、支援金を交付します。

対象 西宮市内の一般貨物自動車運送事業を営む中小企業、個人事業主等

支援金額 1台当たり7000円

申請 10月2日～来年1月31日(※)までに兵庫県トラック協会西宮支部まで
(※)予算が無くなり次第終了

対象や申請方法など、詳しくは10月1日に公開する市のホームページ(HP)85767680で確認を



問 兵庫県トラック協会西宮支部 (0798・36・2074…9:00～17:00。土・日曜、祝・休日を除く)

介護職員初任者研修等を修了した人に 研修受講費の一部を助成

市は、介護保険・障害福祉サービスを提供する職員の確保を図るため、介護職員初任者研修や実務者研修などを修了した人に、研修受講費の一部を助成します。



対象研修 介護職員初任者研修、実務者研修、居宅介護職員初任者研修、生活援助従事者研修

対象者 次の全てを満たす人
▶市内の対象事業所(※)に勤務、または市内在住で対象事業所に勤務
▶研修修了日の翌日から起算して1年以上
▶研修修了日以降の対象事業所1カ所の勤務期間が3カ月経過し、引き続き勤務中
▶他の助成を受けていない ▶対象の研修受講費を完納している
(※)介護職員等の配置が必要な介護・障害福祉サービスを行う事業所。詳細は市のホームページで確認を

助成金額 対象研修に係る受講費や教材費等の半額(1000円未満切り捨て)。上限あり

申込 所定の申請書と必要書類を、来年3月8日までに福祉のまちづくり課へ郵送(必着)を ※予算が無くなり次第終了

問 福祉のまちづくり課 (0798・35・3135) (HP) 40519664